

日本赤十字社 幼児安全法講習会

～子どもの安全を守り、
大切に育てるために～

- **と き** / 9:30～18:00【全2回】
● 6月14日(日) ● 6月21日(日)
- **と ころ** / 米子市福祉保健総合センター
ふれあいの里 米子市錦町1丁目139番地3

子どもに起こりやすい事故の予防や応急手当、子どもの病氣と看護の仕方、心肺蘇生やAEDの使い方などを学び、赤十字幼児安全支援員の資格取得を目指します。

- **定 員** 20名
- **申込み** 6月5日(金)までに下記まで申込書を提出してください
- **受講料** 1,800円

申込み・問い合わせ先

日本赤十字社 鳥取県支部
TEL:0857-22-4466 HP <http://www.tottori.jrc.or.jp>

女性のための 全国一斉 労働相談ダイヤル

～STOP! セクハラ・
パワハラ・マタハラ～

雇用形態にかかわらず、働くみなさんの職場のトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でお答えします。お気軽にお電話ください。

相談番号 0120-154-052

- **受付期間** 6月11日(木)・12日(金)
10:00～19:00
- **その他** 上記期間以外でも、通年的に相談を受け付けています。

問い合わせ先

日本労働組合連合会鳥取県連合会
鳥取市天神町30-5、鳥取県労働会館内
TEL:0857-26-6605

「肝がん撲滅運動」市民公開講座・肝炎ウイルス無料検査

- **開催日** 6月28日(日) ● **と ころ** 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里4F

● 内 容 【講演会】 申込不要

- **会 場** 中会議室
- **時 間** 13:00～15:30 (12:30開場)
- **肝炎ウイルス対策** / 13:10～13:40
鳥取県肝疾患相談センター 的野 智光 先生
- **肝炎ウイルス治療** / 13:40～14:10
鳥取大学医学部機能病態内科学 岡野 淳一 先生
- **肝細胞がん** / 14:10～14:40
鳥取大学医学部機能病態内科学 孝田 雅彦 先生

【肝炎無料検査】 事前に申込が必要です

- **会 場** 研修室1
- **時 間** 14:40～15:30
- **《対象者》**
- 鳥取県内在住の方
- 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない方、市町村検診などで受診の機会がない方

- **その他** ● 講演会または肝炎無料検査のどちらかだけのご参加も可能です。
- 駐車台数に限りがあるので、できるだけ公共交通機関のご利用や乗り合わせにてご来場ください。

講座全般に関する問い合わせ 鳥取大学医学部機能病態内科学 (第二内科) 岡野 淳一 TEL:38-6527

肝炎無料検査に関する問い合わせ・申込み 米子保健所 TEL:31-9317

～戦没者などのご遺族の皆様へ～ 戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金(第10回特別弔慰金)について

戦後70年にあたり、戦没者などのご遺族の皆様に対し、国として改めて弔慰の意を表すため戦没者などのご遺族に特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。対象となる方は、請求手続きをしてください。

① 支給対象者

平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

1	平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2	戦没者等の子
3	戦没者等と生計関係を有していた①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4	上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5	上記1から4以外の三親等内の親族(例:戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

<ご注意>

- 戦没者等の祭祀実情は、上の順位の決定に反映されません。
- 特別弔慰金の全ての支給対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたことが要件になります。(子は胎児状態でも可) また、平成27年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。
- この受給権は公権のため、先順位の方が、請求放棄の意思を示しても、後順位の方が請求することはできません。

<参考:支給対象になる方の主な例>

- 以前に特別弔慰金を受給した遺族や継続請求者(同順位者間での変更、順位変更を含む)
- 公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失権し、他に受給権者がなくなった遺族

② 請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
【注】請求期間内に請求を行わないと、時効により権利が消滅します。

③ 受給の内容 額面25万円 / 5年償還の記名国債

④ その他 詳細は福祉課または町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先・請求窓口 福祉課 福祉支援室 TEL:68-5534